

改正 平成 17 年 1 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 8 月 26 日

(閲覧場所)

第 1 条 政治倫理の確立のための八王子市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年八王子市規則第 61 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の市長が指定する場所（以下「閲覧コーナー」という。）は、都市戦略部秘書課とする。

(閲覧時間)

第 2 条 閲覧時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第 3 条 閲覧業務を行わない日は、八王子市の休日に関する条例（平成 4 年八王子市条例第 26 号）第 1 条 1 項に規定する日とする。

第 4 条 前条に定める日のほか、市長が特に必要があるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第 5 条 閲覧者は、閲覧コーナーに置かれた受付において、資産等報告書閲覧者記録簿に、氏名、住所、職業、閲覧開始時間及び閲覧終了時間を記入しなければならない。

(閲覧方法)

第 6 条 閲覧者は、係員の指示に従い、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）を係員から受け取り、閲覧することができる。この場合において、閲覧者は、閲覧した報告書を係員に返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第 7 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧コーナーには、カメラ、コピー機器及び危険物など他の閲覧者の迷惑となるもの並びに当該課の業務に支障をきたすものを持ち込まないこと。
- (2) 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑並びに当該課の業務に支障をきたす行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第 8 条 市長は、閲覧者が規則又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。